

石巻市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年11月29日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 建設部  
都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、道路課、建築課、住宅課、建築指導課、下水道管理課、下水道建設課及び建設部所管の行政機関
- 2 監査期間 令和4年8月25日から令和4年11月29日まで
- 3 監査対象範囲 令和2年1月から令和4年7月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。  
なお、軽微な誤り等については、別途指導及び注意しました。

# 指 摘 事 項

- 1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
住宅課	契約事務 (令和4年度)	契約規則及び管財課長通知において、業務委託契約は契約書（請書を含む）により契約を締結することとなっているが、借上型復興住宅賃借権設定に係る登記委託業務について、相手方と契約書を取り交わさず業務発注を行っていることから、今後は、契約書を取り交わし業務発注を行うこと。
	支出事務 (令和4年度)	借上型復興住宅賃借権設定に係る登記委託料について、請求日（令和4年6月3日）から支払日（同年8月19日）まで2か月以上を要し、支払遅延となっていた。 契約書が作成されていない場合の支払期日は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定められていることから、今後は、法令を遵守し適正な時期に支払うこと。